

## 福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者業務仕様書

福島県ハイテクプラザ（以下「ハイテクプラザ」という。）の一部の管理に係る指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、ハイテクプラザの一部の管理について指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

### 2 ハイテクプラザの管理に関する基本的な考え方

ハイテクプラザは、地域産業活性化のための開かれた試験研究機関として、研究開発、技術相談・移転、試験機器の開放及び人材育成の実施により県内企業の技術支援事業を展開し、もって福島県（以下「県」という。）の工業技術基盤の向上を図るために設置しているものであるため、この趣旨を十分に理解・尊重して、ハイテクプラザと連携・協力することにより、ハイテクプラザの機能向上につながるよう管理運営を行わなければならない。

### 3 施設の概要

- (1) 名称 福島県ハイテクプラザ
- (2) 所在地 郡山市待池台1丁目12番地
- (3) 施設の概要
  - ア 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
  - イ 建築面積 5,256.16㎡
  - ウ 延床面積 9,786.64㎡

### 4 指定管理者が管理する施設の概要

- (1) 名称 福島県ハイテクプラザ（県が直接管理する部分を除く）
- (2) 位置 郡山市待池台1丁目12番地
- (3) 規模 2,343.16㎡
- (4) 内訳 別表1のとおり

### 5 業務の実施場所

- (1) 指定管理者の業務は、次の場所で行うこと。  
郡山市待池台1丁目12番地 福島県ハイテクプラザ内
- (2) 内訳は別表2のとおり。
- (3) 当初、業務に必要な机、椅子、ロッカーについては、県が設置する。

### 6 業務時間

- (1) 業務時間は、原則として平日、午前8時30分から午後5時15分までの間で設定するものとし、以下7の業務が実施できる体制とすること。

ただし、施設の使用時間については、募集要項3の(1)のとおりであるので、留意すること。

- (2) 業務時間中は、必ず業務の実施場所に常駐者がいること。
- (3) この業務時間以外は勤務を要しないが、必要がある場合には時間外や休日に業務を行っても差し支えないこと。

## 7 業務内容

業務内容は以下のとおりとし、1名は管理業務全体を統括する役目を担う体制を構築すること。

- (1) ハイテクプラザ(4で定める別表1に掲げる施設及び設備。以下「ハイテクプラザ(一部)」という。)の維持管理に関する業務  
(7の(2)の業務と合わせ、1名以上の職員が常勤で在籍すること。)

- ア 施設及び設備並びに関連備品の状態の確認  
施設、設備及び備品等の破損状況、動作状態を確認する。  
当該施設及び設備並びに備品は県に帰属するものとし、修繕若しくは物品の購入を必要とするときは県に報告し、所要の措置を講ずる。

- イ 施設の開閉及び施錠

- ウ 施設及び設備の防火管理

- (2) ハイテクプラザ(一部)の使用の承認に係る業務

- ア 施設及び設備の使用申請書受付

- イ 施設及び設備の使用許可

- ウ 施設及び設備に関する説明

- エ 福島県収入証紙の取扱い業務

- オ 施設及び設備使用料の徴収業務

- (3) その他

上記業務内容に定めのない事項については、その都度、県と協議して決定すること。

## 8 経費等について

- (1) 予算の執行

予算の執行については、募集要項で定める支出計画書に基づいて、次のとおり執行すること。

- ア 県から指定管理者への支払時期について、人件費等については四半期毎に前金払いとする。

- イ 予算の執行については、次により執行すること。

- (ア) 人件費

管理事務に従事する職員に要する費用は、協定で定める積算予算額の範囲内で執行すること。

- (イ) 物件費

事務を行うために必要な費用は、協定で定める積算予算額の範囲内で執行すること。

- (ウ) 一般管理費

事務を行うために必要な庶務的経費については、協定で定める積算

予算額の範囲内で執行すること。ただし、指定管理者が管理する施設にかかる電気料、水道料については、県が負担する。

ウ 年間の運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。ただし、県との協議のうえ流用することができるものとする。

エ 指定管理者の責に帰し得ない事由により、その費用の額が指定管理者の見込額を超えるときは、県と事前協議のうえ追加措置をすることができるものとする。

## (2) 事業報告

実施報告書の提出については、協定で別途定める。

## 9 立入検査の実施

(1) 県は、指定管理者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、管理状況の確認及び検査を行うことができること。

(2) 県は、検査の結果、業務内容についての改善を求めることができ、指定管理者はこの指示に従わなければならないものとし、指示に従わない場合には指定の取消をすることができる。

## 10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県と協議し決定する。

## 11 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを念頭において、公平かつ適正な運営をすること。

(2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、事前に県と協議を行うこと。

(3) 福島県収入証紙の取扱い業務については、福島県収入証紙条例（昭和39年福島県条例第90号）第6条第1項、規則第3条及び同第4条に基づく売りさばき人の指定が必要であること。

(4) その他、仕様書に記載のない事項については県と協議を行うこと。

別表 1

## 指定管理者が管理する施設及び設備の内訳

棟別		室名	面積
テクノホール棟	1階	風除室	10.73 m <sup>2</sup>
		玄関ホール	219.60 m <sup>2</sup>
		多目的ホール	378.91 m <sup>2</sup>
		テクノホール	434.34 m <sup>2</sup>
		便所	36.06 m <sup>2</sup>
		倉庫	19.20 m <sup>2</sup>
		廊下ほか	133.11 m <sup>2</sup>
研究交流棟	1階	事務室 1	72.32 m <sup>2</sup>
		研修室	134.97 m <sup>2</sup>
		映写室	17.07 m <sup>2</sup>
		休養室	26.98 m <sup>2</sup>
		更衣室	4.50 m <sup>2</sup>
		カフェテリア	109.90 m <sup>2</sup>
		サイエンスサロン	129.24 m <sup>2</sup>
		便所・湯沸	19.26 m <sup>2</sup>
		廊下・階段ほか	103.30 m <sup>2</sup>
	2階	技術開発室 1 から 10	364.80 m <sup>2</sup>
		便所・湯沸	19.26 m <sup>2</sup>
		廊下ほか	109.61 m <sup>2</sup>
	合計		

設備名	個数
300インチビデオプロジェクター (多目的ホール)	2
300インチ電動スクリーン (多目的ホール)	1
100インチビデオプロジェクター (研修室)	1
100インチスクリーン (研修室)	1
移動式スクリーン	1
移動調整卓 (研修室)	1
その他知事が必要と認める設備	1

別表 2

業務の実施場所

棟別		室名	面積
研究交流棟	1 階	事務室 1	72.32 m <sup>2</sup>
		更衣室	4.50 m <sup>2</sup>
		便所・湯沸	19.26 m <sup>2</sup>